

# 週休 2 日制試行要領

令和 3 年 4 月

三重県県土整備部

# 目 次

## 第1編 土木工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（発注者指定型）	1
2. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書	4
3. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（受注者希望型）	6
4. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）特記仕様書	9
5. 土日完全週休2日制工事試行要領（発注者指定型）	13
6. 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書	16
7. 【参考】経費補正の考え方	18

## 第2編 公共建築工事積算基準適用工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事試行要領（受注者希望型）	19
2. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）特記仕様書	26
3. 【参考】経費補正の考え方	38

## 第1編 土木工事編

### 1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

#### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

#### （月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数／対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

#### （対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、土木一式工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ①対象期間が、30日未満の工事
- ②予定価格3千万円未満の工事
- ③港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）
- ④なじまない工事
  - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
  - ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

#### （入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

#### （経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

(工事成績評定における評価)

第6条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したもの、4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」<sup>\*</sup>が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

<sup>\*</sup>建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙1 「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料）: 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

## 2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

### 1 月2回土日完全週休2日制の定義

- (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
- (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とし、かつ4週8休以上（現場閉所日数／対象期間日数=28.5%以上）現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。

2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

4 対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上（現場閉所日数／対象期間日数=28.5%以上）の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

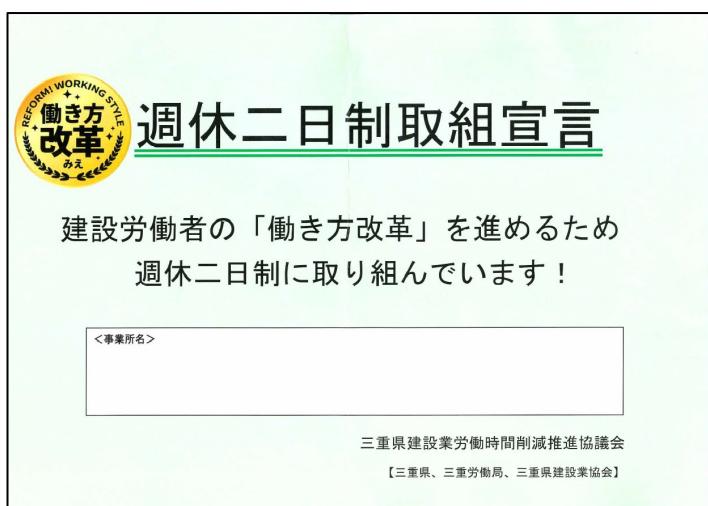
### 【補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料）: 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

### 3. 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」試行要領

#### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

#### （月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

#### （対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）の試行は、すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 対象期間が30日未満の工事
- ② 下水道工事（シールド工法等連続施工を要する工事、電気・機械設備工事）
- ③ 港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）
- ④ なじまない工事
  - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
  - ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

#### （入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

#### （経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

(工事成績評定における評価)

第6条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合についてのみ、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週6休以上4週7休未満もしくは4週7休以上4週8休未満の現場閉所の達成であった場合は、加点評価しない。

また、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週6休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙1 「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日を実施できた場合、対象期間中の現場閉所日数に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【4週8休以上】

（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料） : 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

### 【4週7休以上4週8休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数=25%以上 28.5%未満）

- ・労務費 : 1.03
- ・機械経費（賃料） : 1.03
- ・共通仮設費率 : 1.03
- ・現場管理費率 : 1.04

### 【4週6休以上4週7休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数=21.4%以上 25%未満）

- ・労務費 : 1.01
- ・機械経費（賃料） : 1.01
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

#### 4. 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」特記仕様書

##### 1 月2回土日完全週休2日制の定義

- (1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
- (2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。

##### 2 受注者は月2回土日完全週休2日制を実施するか否かについて、契約後10日以内に様式1を作成し、監督員へ提出すること。

なお、実施する場合は、土日完全週休2日とする週を様式1にて報告すること。

##### 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

##### 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

##### 5 対象期間中において、月2回土日完全週休2日を達成できた場合、対象期間内の現場閉所日数の割合に応じて、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を

行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### 【4週8休以上】

(現場閉所日数/対象期間日数 : 28.5%以上)

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費(賃料) : 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

#### 【4週7休以上4週8休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数 : 25%以上 28.5%未満)

- ・労務費 : 1.03
- ・機械経費(賃料) : 1.03
- ・共通仮設費率 : 1.03
- ・現場管理費率 : 1.04

#### 【4週6休以上4週7休未満】

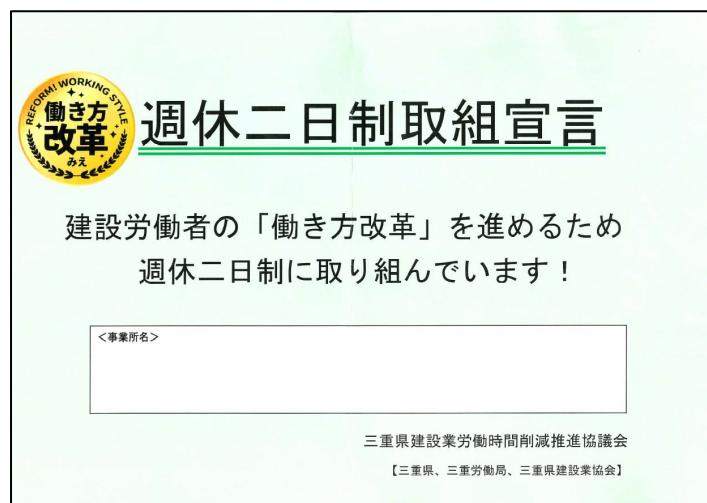
(現場閉所日数/対象期間日数 : 21.4%以上 25%未満)

- ・労務費 : 1.01
- ・機械経費(賃料) : 1.01
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

6 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する

る自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）

月2回土日完全週休2日の実施について

以下のいずれかを■にしてください。

：当社は月2回土日完全週休2日を実施します。

月2回の土日完全週休2日とする週を

- 「第1、3週」
- 「第2、4週」
- 第□、□週」とします。

：当社は以下の理由により、土日完全週休2日を実施しません。

(実施しない場合、該当する理由を■にしてください。複数回答可)

- 工程管理が困難となるから（天候不順など不確定な要素を除く）
- 天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから
- 日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから
- 工期が延びることから工事経費が通常の工事より多く必要となるから
- 当社の休暇制度と合わないから
- 下請業者との調整が困難となるから
- 他工事との調整が困難となるから
- その他

(

)

令和 年 月 日

工事名 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

現場代理人 \_\_\_\_\_

## 5. 「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」試行要領

### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

### （土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

### （対象工事）

第3条 土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の試行は、すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 対象期間が、30日未満の工事
- ② 港湾等工事（積算基準（港湾関係編）適用工事）
- ③ なじまない工事
  - ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
  - ・その他、発注者が週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

### （入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

### （経費の計上）

第5条 土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

### （工事成績評定における評価）

第6条 土日完全週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表「創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。なお、受注者の責により、土日完全週休2日の現場閉所が達成できなかつた場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。  
※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年11月20日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙1 「積算方法」

対象期間中において、土日完全週休2日の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正する。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料）: 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

## 6. 「土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

### 1 土日完全週休 2 日制の定義

- (1) 土日完全週休 2 日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。
  - (2) 対象期間中、原則、土曜日及び日曜日を現場休工日とし、現場閉所する（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4 週間以内に振替を行うこと。
- 2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第 21 条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 3 受注者は、月 1 回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。
- 4 対象期間中において、土日完全週休 2 日の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて補正し、変更契約にて計上する。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3 日間）」、「年末年始休暇（6 日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【補正係数】

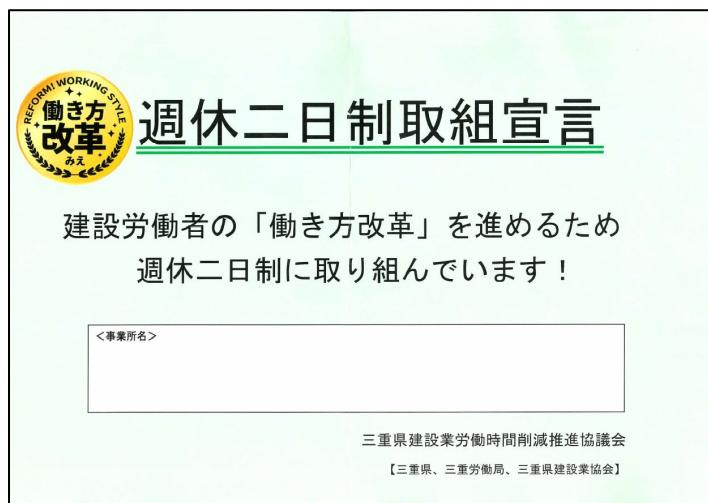
- ・労務費 : 1. 05
- ・機械経費（賃料）: 1. 04
- ・共通仮設費率 : 1. 04
- ・現場管理費率 : 1. 06

5 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建

設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420mm)



※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

## 7. 【参考】経費補正の考え方

### 1. 現場閉所率による経費補正率の判断

4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%（7日/28日）未満）

4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満）

4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

### 2. 算出例

#### ①休工日の予定（着手時）

工期（契約日～工事完成日）： 6月1日～7月30日（60日）

土日完全週休2日と決めた週： 第2、4週

○：休工予定									○：休工予定								
6月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土		
第1週						1	2	第1週	1	2	3	4	5	6	7		
第2週	3	4	5	6	7	8	9	第2週	8	9	10	11	12	13	14		
第3週	10	11	12	13	14	15	16	第3週	15	16	17	18	19	20	21		
第4週	17	18	19	20	21	22	23	第4週	22	23	24	25	26	27	28		
第5週	24	25	26	27	28	29	30	第5週	29	30	31						

※あらかじめ決めた週の土日完全週休2日の達成が経費補正の条件

↑  
工事完成日

#### ②休工（現場閉所）の実績（完成時）

○：休工、×：現場閉所（雨天）、／：準備期間									○：休工、×：現場閉所（雨天）、／：後片付け期間								
6月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土		
第1週						1	2	第1週	1	2	3	4	5	6	7		
第2週	3	4	5	6	7	8	9	第2週	8	9	10	11	12	13	14		
第3週	10	11	12	13	14	15	16	第3週	15	16	×	×	19	20	21		
第4週	17	18	19	×	21	22	23	第4週	22	23	24	25	26	27	28		
第5週	24	25	26	27	28	29	30	第5週	29	30	31						

現場完成日

工事完成日  
(工事完成報告書提出日)

現場閉所率：（休工日+雨天等による現場閉所日）／対象期間日数

$$= (10\text{日} + 3\text{日}) / (30 + 27 - \text{準備期間} - \text{後片付け期間}) \text{ 日}$$

$$= (10\text{日} + 3\text{日}) / (57 - 7 - 4) \text{ 日}$$

$$= 13\text{日} / 46\text{日} = 28.3\%$$

⇒ 4週7休以上4週8休未満の補正率を適用する。

## 第2編 公共建築工事積算基準適用工事編

### 1. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

#### （目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

#### （月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

#### （対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）の試行は、すべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

①対象期間が30日未満の工事

②なじまない工事

- ・災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ・施設を利用しながらの改修工事等で、土日に一部の作業・施工を求められているなど、施工上の制約がある工事
- ・その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

#### （入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

#### （経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」（公共建工事積算基準適用の場合）に基づき変更契約で計上する。

#### （アンケートの送付）

第6条 試行工事の検証を行うため、受注者より提出されたアンケートは工事完成次第営繕課に送付する。

(工事成績評定における評価)

第7条 月2回土日完全週休2日を実施し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合についてのみ、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

なお、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週6休以上4週7休未満もしくは4週7休以上4週8休未満の現場閉所の達成であった場合は、加点評価しない。

また、受注者の責により、月2回土日完全週休2日を実施したものの、4週6休以上の現場閉所が達成できなかった場合でも、減点は行わない。

(その他)

第8条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」\*が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

\*建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年(2024年)4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 別紙1 「積算方法」（公共建築工事積算基準を適用する工事の場合）

対象期間中において、月2回土日完全週休2日を実施できた場合、対象期間中の現場閉所日数に応じて、以下のとおり、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### 【4週8休以上】

（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）

・労務費 : 1.05

### 【4週7休以上4週8休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数=25%以上 28.5%未満）

・労務費 : 1.03

### 【4週6休以上4週7休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数=21.4%以上 25%未満）

・労務費 : 1.01

## 積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「別紙1「積算方法」（公共建築工事積算基準適用の場合）」により費用計上する場合の積算方法等は、以下による。

### （1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

ア 4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）

・補正係数：1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所日数/対象期間日数=25%以上28.5%未満）

・補正係数：1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所日数/対象期間日数=21.4%以上25%未満）

・補正係数：1.01

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

### （2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、（1）ア、イ及びウの補正係数を用いて算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

なお、「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

#### 【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

#### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。  
なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08

内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボルティング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	ブルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金 属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、 銅覆鋼棒、接地極埋設 票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンバー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダントン等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具 設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

## 2. 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」特記仕様書

### 1 月2回土日完全週休2日制の定義

(1) 月2回土日完全週休2日制試行工事の対象期間は、現場着手日から工事完成報告書の提出日までとする。

(2) 対象期間中、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を現場休工日とする（下請負者を含む）。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合で監督員との協議により現場休工日に工事現場を稼働させた時は、その後、4週間以内に振替を行うこと。

### 2 受注者は月2回土日完全週休2日制を実施するか否かについて、契約後10日以内に様式1を作成し、監督員へ提出すること。

なお、実施する場合は、土日完全週休2日とする週を様式1にて報告すること。

### 3 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は全体の工程に遅延が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。

### 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

また、土日完全週休2日とする週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

### 5 対象期間中において、月2回土日完全週休2日を達成できた場合、対象期間内の現場閉所日数の割合に応じて、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正係数により補正し、変更契約にて計上する。

補正係数は以下によるほか、週休2日制工事試行要領第2編 公共建築工事積算基準適用工事編の「積算方法の運用（公共建築工事積算基準運用の場合）」による。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、天候（降雨・降雪等）により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・

「現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### 【4週8休以上】

(現場閉所日数/対象期間日数 : 28.5%以上)

・労務費 : 1. 05

#### 【4週7休以上4週8休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数 : 25%以上 28.5%未満)

・労務費 : 1. 03

#### 【4週6休以上4週7休未満】

(現場閉所日数/対象期間日数 : 21.4%以上 25%未満)

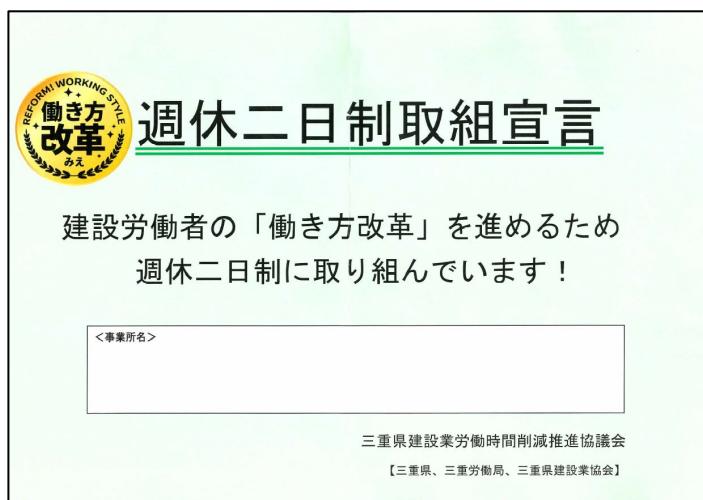
・労務費 : 1. 01

6 試行工事の検証を行うため、受注者（下請負者を含む）は、完成報告書提出日までに別に定めるアンケートに回答し提出すること。

7 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課、若しくは、三重県建設業協会本部及び各支部

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420mm)



※建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されるため、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）

月2回土日完全週休2日の実施について

以下のいずれかを■にしてください。

：当社は月2回土日完全週休2日を実施します。

月2回の土日完全週休2日とする週を

- 「第1、3週」
- 「第2、4週」
- 第□、□週」とします。

：当社は以下の理由により、土日完全週休2日を実施しません。

(実施しない場合、該当する理由を■にしてください。複数回答可)

- 工程管理が困難となるから（天候不順など不確定な要素を除く）
- 天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから
- 日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから
- 当社の休暇制度と合わないから
- 下請業者との調整が困難となるから
- 他工事との調整が困難となるから
- その他

(

)

令和 年 月 日

工事名 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

現場代理人 \_\_\_\_\_

## 『月2回土日完全週休2日制試行工事』アンケート

建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

このため、土曜日及び日曜日を休日とする取組を試行的に行うことにより、工期設定の検証や週休2日の普及に向けた効果、課題を把握したいと考えています。

つきましては、受注者（下請負者を含む）の方を対象としたアンケートにご協力をお願いします。

«元請負者の主任（監理）技術者、現場代理人、技能労働者、作業員並びに下請業者の主任技術者、現場代理人、技能労働者、作業員に回答をお願いします。»

Q1 工事名

Q2 所属会社名

Q3 所属会社の元請け・下請けの別

- 元請
- 一次下請
- 二次以降下請

Q4 技術者等の区分

- 監理技術者
- 主任技術者
- 現場代理人
- 技能労働者
- 作業員

Q5 ご年齢

 歳

Q6 どのような給与体系ですか？

- 月給
- 日給月給
- 日給
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q7 所属会社の休日は次のいずれに該当しますか？

- 4週8休
- 4週6休
- 4週4休
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q8 現場に勤務した作業期間（工期ではありません）

年  月  日 から  
 年  月  日 まで

Q9 Q8のうち、実際に休めた土日の日数

日

Q10 Q8のうち、実際に休めた平日の日数

日

Q11 試行工事では、当初の予定どおり、土日に現場を休工とすることができましたか？

- 予定どおり、土日現場を休工できなかった →Q12へ
- 予定どおり、土日現場を休工できた →Q13へ

Q12 予定どおり、土日に現場を休工できなかった理由をお選び下さい。

(複数回答可)

- 他工事との工程調整が必要となったため
- 施工期間や施工上の制約が想定より多かったため
- 工事中に予期せぬ事態（悪天候等による災害等）が発生し、その対応が必要となったため
- 工法、施工範囲、施工数量等の変更が生じ、その検討・対応が必要となったため
- 給料に影響するため
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q13 試行工事期間中、現場を休工とした土日は、実際に会社を休むことができましたか？

- 土日は会社をすべて休めた →Q14へ
- 土日は会社を休めなかった →Q15へ

Q14 試行工事期間中、現場だけでなく、土日に会社を休めた理由をご記入ください。

- 会社が週休2日であるため
- 試行工事であること理由に、特別休暇等の会社の配慮があったため
- 独自に有給休暇を取得したため
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q15 試行工事期間中、現場は休工できたが、土日に会社を休めなかった理由をご記入ください。

- 悪天候による第三者被害防止のための対応が必要となった
- 他の現場に従事した
- 書類整理等の内業をした
- 会社が週休2日でないため
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q16 月2回土日完全週休2日を確保するため、現場で取り組まれたことはありますか？

(複数回答可)

- 早出や残業により、日当り施工量を高めた
- 機械化を進め、作業効率を高めた
- 作業手順を見直して、作業効率を高めた
- 人員配置を見直して、日当り施工量を高めた
- 特になし
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q17 月2回土日完全週休2日のメリットとデメリットを考えたときにその割合を5段階で評価してください。

- メリットがとても大きい
- どちらかというとメリットが大きい
- どちらともいえない
- どちらかというとデメリットが大きい
- デメリットがとても大きい

Q18 どのようなメリットがありましたか？

(複数回答可)

次に、選んだ項目について、右枠にメリットの大きい項目順に、順位を記入してください。

- 作業効率があがった .....
- 会社の雰囲気がよくなった .....
- 家族や友人と付き合う時間が増えた .....
- 趣味の時間が増えた .....
- ゆっくりと体を休められた .....
- 作業員に喜ばれた .....
- 特になし

・その他

(その他、感じたことなどをご自由にご記入ください)

Q19 どのようなデメリットがありましたか？

(複数回答可)

次に、選んだ項目について、右枠にデメリットの大きい項目順に、順位を記入してください。

- 作業効率が下がった .....
- 仕事に行きたくても行けなかった .....
- 有給休暇が減ってしまった .....
- 工事における利潤が減った .....
- 個人的な収入が減った .....
- 土日が休みになり、支出が増えた .....
- 近隣工事との工程調整が困難であった .....
- 下請け業者との工程調整が困難であった ..
- 下請け業者の手配が困難であった .....
- 作業員には不評だった .....
- 特になし

・その他

(その他、感じたことなどをご自由にご記入ください)

Q20 月2回土日完全週休2日の取組に対して、現場周辺の反応にはどのようなものがありましたか？

(複数回答可)

- 休日に工事がないことが、現場周辺住民に好評であった
- 工期が長引き、現場周辺住民に不評であった
- 反応はなかった
- その他

(他の内容をご記入ください)

Q21 月2回土日完全週休2日を確保することによって、若手技術者の入職者数はどうなると思われますか？

- とても増える
- 増える
- 変わらない
- 減る
- とても減る

Q22 建設現場における、土日完全週休2日の取得に向けた取り組みについて、貴方のお考えをお聞かせください。 (複数回答可)

- 官民一体となって積極的に取り組むべきである
- 工事の施工規模、工事の種類、施工場所等に応じて取り組むべきである
- まずは、土日の2日に限らない完全週休2日制に取り組むのが望ましい
- 必要と考えるが、4週6休など段階的に休日を増やしたい
- 民に任せて、官が関与すべきでない
- 取り組む必要がない
- その他

(上記の理由をご記入ください)

Q23 今後、建設現場において土日完全週休2日の取得を普及させるためには、何が必要だと思いますか？（複数回答可）

- 適切な工期設定
- 発注者の指導
- 監督員の意識改革
- 会社の休暇・休日制度の変更
- 給料など収入面の保証
- 建設業協会等による普及活動
- その他（特に発注者が取り組む必要があると考えることについてご意見ください。他の設問的回答と重複可）

（他の内容をご記入ください）

Q24 建設業の将来を担う若者が入職・定着しやすい職場づくりには何が必要だと思いますか？（複数回答可）

- 土日休日の推進 ※下記の「週休2日制の推進」と重複回答しないこと
- 土日に限らない週休2日制の推進 ※上記の「土日休日の推進」と重複回答しないこと
- 給料水準の向上
- 高齢化の改善、同世代の若手技術者の増加
- 女性技術者の活用
- 業界のイメージ向上
- 労働時間の改善、残業時間の削減
- 下請企業、技能労働者の所得確保
- その他

（他の内容をご記入ください）

«ここからの質問については、元請業者の主任（監理）技術者のみ回答をお願いします。»

Q25 月2回土日完全週休2日を確保するうえで、今の工期設定について  
どう思われますか？

- 充分な工期設定であった
- ちょうどよかった
- 短かった →Q26へ

Q26 不足日数はどのくらいですか？

不足日数   日

また、原因をお聞かせください。

(原因をご記入ください)

Q27 月2回土日完全週休2日の取得について、工事成績評定での評価対象と  
した方がいいですか？

- よいと思う → Q29へ
- よいと思わない

(上記の理由をご記入ください)

Q28 100点の満点に対して、何点ぐらいを評価するのが適切だと思われますか？

  点

(その他の内容がございましたらご記入ください)

Q29 月2回土日完全週休2日の取得について、総合評価での加点対象とした方がよいと思いますか？

- よいと思う →Q31へ
- よいと思わない

(理由をご記入ください)

Q30 100点の満点に対して、何点ぐらいを評価するのが適切だと思われますか？

 点

Q31 今回の現場での若手技術者の状況についてお聞かせください。

- とても多い
- 多い
- 少ない
- とても少ない
- 若手技術者がいない

Q32 その他、『月2回土日完全週休2日制試行工事』に関するご意見、ご要望等があればご記入ください。

(理由をご記入ください)

～ご協力ありがとうございました～

### 3. 【参考】経費補正の考え方

#### 1. 現場閉所率による経費補正率の判断

4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%（7日/28日）未満）

4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満）

4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上）

#### 2. 算出例

##### ①休工日の予定（着手時）

工期（契約日～工事完成日）： 6月1日～7月30日（60日）

土日完全週休2日と決めた週： 第2、4週

○：休工予定									○：休工予定								
6月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土		
第1週						1	2	第1週	1	2	3	4	5	6	7		
第2週	3	4	5	6	7	8	9	第2週	8	9	10	11	12	13	14		
第3週	10	11	12	13	14	15	16	第3週	15	16	17	18	19	20	21		
第4週	17	18	19	20	21	22	23	第4週	22	23	24	25	26	27	28		
第5週	24	25	26	27	28	29	30	第5週	29	30	31						

※あらかじめ決めた週の土日完全週休2日の達成が経費補正の条件

↑  
工事完成日

##### ②休工（現場閉所）の実績（完成時）

○：休工、×：現場閉所（雨天）、／：準備期間									○：休工、×：現場閉所（雨天）、／：後片付け期間								
6月	日	月	火	水	木	金	土	7月	日	月	火	水	木	金	土		
第1週						1	2	第1週	1	2	3	4	5	6	7		
第2週	3	4	5	6	7	8	9	第2週	8	9	10	11	12	13	14		
第3週	10	11	12	13	14	15	16	第3週	15	16	×	×	19	20	21		
第4週	17	18	19	×	21	22	23	第4週	22	23	24	25	26	27	28		
第5週	24	25	26	27	28	29	30	第5週	29	30	31						

現場完成日

工事完成日

(工事完成報告書提出日)

現場閉所率：（休工日+雨天等による現場閉所日）／対象期間日数

$$= (10\text{日} + 3\text{日}) / (30 + 27 - \text{準備期間} - \text{後片付け期間}) \text{ 日}$$

$$= (10\text{日} + 3\text{日}) / (57 - 7 - 4) \text{ 日}$$

$$= 13\text{日} / 46\text{日} = 28.3\%$$

⇒ 4週7休以上4週8休未満の補正率を適用する。